

聖籠町教育委員会告示第3号

聖籠町教育委員会社会教育課補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年6月24日

聖籠町教育委員会教育長 伊藤 順治

聖籠町教育委員会社会教育課補助金交付要綱の一部を改正する告示

聖籠町教育委員会社会教育課補助金交付要綱（平成9年聖籠町教委告示第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ア及びイを削る。

別表の1の表を次のように改める。

1 生涯学習活動支援事業

目的 聖籠町における社会教育の発展を図るため、社会教育関係団体の行う事業の経費の一部を補助する。

補助事業名等	交付年限	補助率(額)	規則第13条第2項に定める書類
町PTA連絡協議会補助金	平成28年度	定額	

別表の2の表以外の部分中「町及び地域組織」を「町内の組織」に改める。

別表の2の表を次のように改める。

補助事業名等	交付年限	補助率(額)	規則第13条第2項に定める書類
聖籠町青少年健全育成町民会議補助金	平成28年度	定額	
地域青少年健全育成活動補助金	平成28年度	定額	

別表の4の表以外の部分中「イ」を「ア」に「ロ」を「イ」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。